

前橋市ふるさと納税（ふるさと前橋応援事業）実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、前橋市（以下「本市」という。）に対する地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2及び第314条の7に規定する寄附（以下「ふるさと納税」という。）の納付及び取扱等について必要な事項を定めるとともに、本市を応援したいという個人、法人又はその他団体等からの寄附金（以下「寄附金」という。）を財源として、第七次前橋市総合計画2021年度改訂版に掲げるまちづくりの柱「教育・ひとづくり」、「結婚・出産・子育て」、「健康・福祉」、「産業振興」、「シティプロモーション」及び「都市基盤」の充実に資する事業に取り組むことにより、将来都市像「新しい価値の創造都市・前橋」の実現に向けたまちづくりを推進することを目的とする。

（寄附金の管理運用）

第2条 寄附金は、本市の事業を実施するための財源として充てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、寄附金をふるさと前橋応援基金に積み立てることができる。

3 市長は、寄附申出者の意向に十分配慮し、寄附金を運用するものとする。

（寄附の申出）

第3条 寄附申出者は、前橋市ふるさと納税寄附申出書（様式第1号）により市長に申し出るものとする。ただし、市が指定するインターネットサイトを経由した申出は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、本市が業務委託契約を締結している事業者が提供するふるさと納税業務を効率化するための情報一括管理システムに、寄附申出者の氏名、住所、電話番号、寄附金の額及び寄附金の使途等の情報を登録し、寄附申出者及び寄附金等に関する情報を適切に管理するものとする。

（寄附金の受領等）

第4条 市長は、別表第1に掲げる方法により寄附金を受領するものとする。

2 市長は、前項の規定による寄附金の受領を確認したときは、寄附金を納

入した者（以下「寄附者」という。）に対し、寄附金受領証明書（様式第 2 号）及び礼状を交付するものとする。

- 3 市長は、すでに前項の規定による寄附金受領証明書を交付した寄附者から当該証明書を棄損又は紛失した旨の申出を受けたときは、申出者が当該証明書を交付した寄附者であることの真正を確認した上で、当該証明書を再交付することができる。

（寄附者に対する対応）

第 5 条 市長は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する寄附者に対し、次条に定める返礼品を贈呈するものとする。ただし、寄附者が返礼品の贈呈を希望しない場合は、この限りでない。

- (1) ふるさと納税の額が 1 回につき 1 万円以上の者
- (2) 住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）の規定に基づく本市の住民基本台帳に記録されていない者

（返礼品）

第 6 条 返礼品は、平成 3 1 年 4 月 1 日付総務省告示第 1 7 9 号第 5 条に規定する総務大臣が定める基準第 2 号から第 6 号のいずれかに該当するものとする。

（返礼品の贈呈）

第 7 条 市長は、返礼品の贈呈の対象者から返礼品の申込があったときは、寄附された額の 1 0 0 分の 3 0 に相当する額の範囲内において返礼品を贈呈するものとする。

- 2 返礼品の贈呈は、個人、法人又は団体その他の事業者（以下「返礼品提供事業者」という。）から対象の寄附者に直接送付するものとする。ただし、市長が、返礼品提供事業者に代わって本市が直接送付することが合理的と認めた場合は、この限りでない。
- 3 返礼品提供事業者は、前項の返礼品の提供をしたときは、提供したことが確認できる書類を添付して市長に報告するとともに、返礼品に係る代金を市長に請求するものとする。ただし、返礼品提供事業者の責めに帰すべき事由により返礼品を再度提供する必要があるときは、この限りでない。
- 4 市長は、前項の規定による報告及び請求があったときは、その内容を確認し、正当と認めるときは、返礼品に係る代金を支払うものとする。

(返礼品の登録申請)

第 8 条 返礼品提供事業者は、新たな返礼品を登録しようとするときは、前橋市ふるさと納税返礼品登録申請書（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。

(返礼品の登録承認等)

第 9 条 市長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、返礼品として適当と認めた場合は、前橋市ふるさと納税返礼品登録承認書（様式第 4 号）により申請者に通知するものとする。

2 返礼品提供事業者は、前項の規定により承認を受けた内容に変更が生じたときは、前橋市ふるさと納税返礼品内容変更申請書（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による変更申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、変更内容が適当と認めた場合は、前橋市ふるさと納税返礼品内容変更承認書（様式第 6 号）により申請者に通知するものとする。

(返礼品の登録解除)

第 10 条 返礼品提供事業者は、返礼品としての登録解除を希望するときは、解除希望日の 1 か月前までに前橋市ふるさと納税返礼品登録解除申出書（様式第 7 号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により返礼品の登録解除を決定したときは、前橋市ふるさと納税返礼品登録解除通知書（様式第 8 号）により当該返礼品提供事業者に通知するものとし、当該通知をするまでに受領した寄附金に対する返礼品については、返礼品提供事業者としての登録を解除した後も贈呈するものとする。

3 市長は、返礼品提供事業者が第 12 条の規定に反する行為を行っていることを確認したときは、前橋市ふるさと納税返礼品登録解除通知書（様式第 8 号）により当該返礼品提供事業者に通知できるものとする。

(返礼品の送付)

第 11 条 市長は、ふるさと納税の受領を確認した後、返礼品提供事業者に対し、返礼品の送付に必要な個人情報等を通知するものとする。

2 前項による通知を受けた返礼品提供事業者は、寄附者に対し、2 週間以内に返礼品を送付するものとする。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

3 返礼品の送付に係る費用は、原則として市が負担する。

(返礼品提供事業者の責務)

第12条 返礼品提供事業者は、返礼品の提供等を市長の許可なく委託し、又は請け負わせてはならない。

2 返礼品提供事業者は、返礼品の提供が困難となったとき又はその恐れがあるときは、直ちに市長に報告しなければならない。

3 返礼品提供事業者は、返礼品に係る権利及び義務を市長の許可なく第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

4 返礼品提供事業者は、返礼品の品質及び性能等が低下することのないよう努めるものとし、これに関する苦情及び事故に対しては自己の責任において誠実に対応しなければならない。ただし、返礼品に関する苦情及び事故の原因が返礼品提供事業者の責めに帰すべきものでないことが明白な場合は、この限りでない。

(広報等への協力)

第13条 返礼品提供事業者は、市長が必要とする返礼品の情報、写真等に係るデータの提供及び事業の広報を目的としたチラシ等の制作並びに事業の周知に必要な協力を行うものとする。

(個人情報保護)

第14条 返礼品提供事業者は、第11第1項の規定により取得した個人情報等を厳重に取り扱うとともに、返礼品の送付又は本市に対するふるさと納税に関する情報の送付以外の目的に使用し、又は第三者に漏洩してはならない。返礼品提供事業者の登録を解除した後も同様とする。

(寄附金受領状況等の公開)

第15条 市長は、本市に対するふるさと納税の受領状況及び寄附金の使途について、本市ホームページへの掲載その他の方法により適宜公開するものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(庶務)

第 17 条 ふるさと納税に関する庶務は、未来創造部広報ブランド戦略課において処理する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 8 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 11 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 5 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 10 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 （第 4 条 関係）

収受方法
納付書による収受
口座振込による収受
クレジット収納による収受
マルチペイメントによる収受
窓口での現金書留による収受
窓口での現金による収受